

○名寄地区衛生施設事務組合競争入札審議委員会設置要綱

(平成25年3月29日訓令第4号)

改正 平成28年3月31日訓令第1号 平成30年7月10日訓令第4号

(設置)

**第1条** 名寄地区衛生施設事務組合が発注する工事又は製造（以下「工事等」という。）の請負契約、工事に付帯する測量、調査及び設計の業務（以下「委託業務等」という。）の契約、物件の購入その他（以下「物品等」という。）の契約に係る競争入札の競争性を高め公平性を保持するため、入札方法及び入札参加者の指名選考について審議を行う競争入札審議委員会（以下「審議委員会」という。）を設置する。

(名称、種類及び業務)

**第2条** 審議委員会の名称、種類及び業務は、別表に掲げるものとする。

(組織)

**第3条** 各審議委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 各委員長は、別表の委員長欄に掲げる者とする。
- 3 各委員は、別表の委員欄に掲げる者によって構成する。

(委員長の職務等)

**第4条** 委員長は、審議委員会を代表し会務を総理する。ただし、委員長が不在の場合は、委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第5条** 審議委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 各審議委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は出席委員の過半数によって決定する。
- 3 委員長は、審議委員会の議事に必要な説明を行わせるため、説明員を審議委員会に出席させることができる。

(参加者の選考)

**第6条** 指名競争入札に参加させるべき者の選考は、名寄地区衛生施設事務組合契約規則（平成19年規則第7号）第2条により準用する名寄市契約規則（平成18年名寄市規則第61号）第18条の規定によるもののほか、別に定める名寄地区衛生施設事務組合指名競争入札参加者指名基準（平成25年訓令第7号）に基づき選考するものとする。

(入札方法の審議)

**第7条** 審議委員会は、競争入札に付するべき事業について、入札方法を審議するものとする。

(指名業者選考調書の作成等)

**第8条** 審議委員会が入札参加者を指名選考したときは、第9条第2項に規定する書記が指名業者選考調書を作成し、記名押印する。

- 2 前項の指名業者選考調書には、委員長が指名した出席委員が内容を確認し、記名押印する。

(事務局)

**第9条** 審議委員会の事務を処理するため、工事等に係る審議委員会及び物品等に係る審議委員会の事務局は総務課に置き、総務課長がその事務を統括する。委託業務等に係る審議委員会は事務局を置かず、業務担当課長がその事務を統括し、事務処理は工事等審議委員会及び物品等審議委員会に準じることとする。

2 工事等審議委員会及び物品等審議委員会の事務局に書記を置き、総務課総務係長をもって充てる。委託業務等審議委員会の書記は、その業務担当係長をもって充てる。

(その他)

**第10条** この訓令に定めるもののほか、審議委員会の運営その他必要な事項は、委員長が定める。

**附 則** (平成25年3月29日訓令第4号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則** (平成28年3月31日訓令第1号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則** (平成30年7月10日訓令第4号)

この訓令は、平成30年7月17日から施行し、平成30年5月16日から適用する。

別表 (第2条、第3条関係)

審議委員会 の名称	区分	審議委員会開催予定価格	委員長	委員
工事等審議委員会	第1審議委員会	1件1億5,000万円以上	副管理者(名寄市副市長)	事務局長、事務局次長、総務課長、担当課長職、構成市町村の主幹
	第2審議委員会	1,000万円以上1億5,000万円未満	副管理者(名寄市副市長)	事務局長、事務局次長、総務課長、担当課長職
	第3審議委員会	入札に付する金額以上1,000万円未満	事務局長	事務局次長、総務課長、担当課長職
物品等審議委員会	第1審議委員会	1件2,000万円以上	副管理者(名寄市副市長)	事務局長、事務局次長、総務課長、担当課長職、構成市町村の主幹
	第2審議委員会	500万円以上2,000万円未満	副管理者(名寄市副市長)	事務局長、事務局次長、総務課長、担当課長職
	第3審議委員会	入札に付する金額以上500万円未満	事務局長	事務局次長、総務課長、担当課長職
委託業務等審議委員会	第1審議委員会	1件2,000万円以上	副管理者(名寄市副市長)	事務局長、事務局次長、総務課長、担当課長職、構成市町村の主幹
	第2審議委員会	1,000万円以上2,000万円未満	副管理者(名寄市副市長)	事務局長、事務局次長、総務課長、担当課長職、総務係長
	第3審議委員会	入札に付する金額以上1,000万円未満	事務局長	事務局次長、総務課長、担当課長職、総務係長

